

## 臨床研究等の倫理審査経費に関する覚書

特定非営利活動法人 先端医療推進機構（以下、「甲」という）と

（以下、「乙」という）とは、乙が実施する研究

（ ）

の科学性・倫理性的の審査を甲の倫理審査委員会に委託するにあたり、その審査費用に関して次のとおり覚書を締結する。

### 第1条（倫理審査経費）

本臨床研究等に関する倫理審査の経費は、次のとおりとする。

項目	1開催に固定して発生する費用	1開催にかかった施設数によって変動発生する費用	備考	注釈
初回審査(基本)	円/1回		契約締結時請求	注1
初回審査(施設毎)		円/1施設	契約締結時請求	注2
継続審査(1年毎)	円/1回		実施時請求	注3
継続審査(施設毎)		円/1施設	実施時請求	注4
迅速審査		円/1施設	実施時請求	注5
報告		円/1施設	実施時請求	注6

注1：初回審査における共通項目（プロトコール、同意説明文書等）の審査料及び事務手続費用。

注2：初回審査における施設毎項目（実施医療施設・研究責任医師・分担医師及び利益相反等）の審査料及び事務手続費用。

注3：1年を超えて本研究を継続する場合の1年ごとの審査費用。

注4：継続審査における施設毎項目の事務手続費用。

注5：迅速審査を実施する場合の費用。

注6：委員会への報告事項で報告の議事録が必要な場合の費用。

### 第2条（消費税）

乙は、第1条の費用の支払いに際し、消費税を加算した額を支払うものとする。

## 倫理審査経費に関する覚書

### 第3条（支払方法および支払期限）

- ① 研究開始前（初回）審査費用：本審査費用は、本覚書締結後、その全額を甲が発行する請求書に基づき請求書受領後翌月末までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。
- ② ①以外の審査費用：該当項目が発生した時点で、甲が発行する請求書に基づき、乙は請求書受領後翌月末までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。

### 第4条（協議事項）

本覚書の条項又は本覚書に記載のない事項について疑義が生じた場合、甲乙は、誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙各1通を所持する。

西暦 年 月 日

甲：愛知県名古屋市北区大蔵町40番地  
特定非営利活動法人 先端医療推進機構

理事長 林 依里子 印

乙：

\_\_\_\_\_ 印